

# 平成21年度福島県一般会計補正予算の要領

福 島 県

平成21年度福島県一般会計補正予算（第9号）

平成21年度福島県一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額 958,925,884千円のうちで、歳入を補正する。

2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県	税	194,984,955	660,000	195,644,955
	1 県 民 税	63,978,000	18,000	63,996,000
	2 事 業 税	39,914,000	142,000	40,056,000
	3 地 方 消 費 税	18,834,000	59,000	18,893,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,312,000	72,000	4,384,000
	5 県 た ば こ 税	4,104,000	△14,000	4,090,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	883,000	△5,000	878,000
	7 自 動 車 税	31,407,000	△6,000	31,401,000
	10 自 動 車 取 得 税	3,523,000	60,000	3,583,000
	11 軽 油 引 取 税	19,629,000	335,000	19,964,000
	15 産 業 廃 棄 物 税	498,000	△1,000	497,000
3 地 方 譲 与 税		15,252,000	326,917	15,578,917
	1 地 方 道 路 譲 与 税	4,720,000	△2,661,353	2,058,647

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 石油ガス譲与税	300,000	△7,734	292,266
	3 航空機燃料譲与税	17,000	△6,316	10,684
	5 地方法人特別譲与税	10,215,000	4,696	10,219,696
	6 地方揮発油譲与税	0	2,997,624	2,997,624
5 地方交付税		211,169,830	198,440	211,368,270
	1 地方交付税	211,169,830	198,440	211,368,270
6 交通安全対策特別交付金		920,000	△38,708	881,292
	1 交通安全対策特別交付金	920,000	△38,708	881,292
9 国庫支出金		171,228,878	1,939,977	173,168,855
	2 国庫補助金	130,911,450	1,939,977	132,851,427
10 財産収入		1,978,087	59,671	2,037,758
	2 財産売却収入	950,460	59,671	1,010,131
11 寄附金		127,014	18,000	145,014
	1 寄附金	127,014	18,000	145,014
12 繰入金		35,472,482	△3,235,110	32,237,372
	2 基金繰入金	30,741,808	△3,235,110	27,506,698

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 諸 収 入		80,469,730	161,913	80,631,643
	6 収 益 事 業 収 入	5,649,278	157,290	5,806,568
	8 雑 入	2,819,803	4,623	2,824,426
15 県 債		179,989,200	△91,100	179,898,100
	1 県 債	179,989,200	△91,100	179,898,100
歳 入 合 計		958,925,884	0	958,925,884

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入

第2表 地方債補正

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市町村合併支援道路整備費	1,303,200	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行  債券の発行価格は、知事が定める。  2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から35年以内 (据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	1,372,900	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行  債券の発行価格は、知事が定める。  2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から35年以内 (据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
共生のまち推進事業費	625,600				625,400			
社会福祉施設整備事業費	502,100				496,900			
かんがい排水事業費	781,800				780,700			
経営体育成基盤整備事業費	976,100				971,900			
基盤整備促進事業費	51,800				51,700			
農地防災事業費	410,600				408,000			
農道整備事業費	1,142,800				1,139,300			
農村総合整備事業費	123,400				123,200			
一般林道費	421,900				421,700			
一般治山費	1,327,400				1,327,200			
県単治山費	58,000				57,800			
漁港海岸保全費	74,200				73,900			

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
漁港環境整備統合事業費	124,000	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行	年10% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から35年以内 (据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	123,500	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行	年10% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から35年以内 (据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
地域水産物供給基盤整備費	71,500				71,200			
広域漁港整備費	64,800	2 借入資金 政府資金その他			64,400	2 借入資金 政府資金その他		
水産物供給基盤機能保全事業費	29,500				29,200			
漁港高度利用整備費	64,500				64,400			
農林水産試験研究機関整備費	2,416,300				10,800			
災害防除費(単独)	913,000				912,800			
橋りょう補修費(補助)	119,000				118,600			
橋りょう補修費(長寿命化修繕計画)	115,000				114,500			
道路維持補修費	3,225,800				3,225,700			
国道補修費	212,500				212,200			
地方道補修費	92,000				91,800			
地方特定道路整備費	6,635,300				6,631,700			
道路整備費	995,500				995,300			
防雪費	16,000				15,700			
国道第1種改良費	991,600				991,300			

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災害防除費	65,000	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行	年10% 以内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該 見直し 後の 利率)	起債日から35年以内 (据置期間を含む。) の期間において資金の 融通条件及び知事の定 めるところにより償還 する。ただし、県財政 の都合により繰上償還 をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをする ことができるものとする。	64,700	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行	年10% 以内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該 見直し 後の 利率)	起債日から35年以内 (据置期間を含む。) の期間において資金の 融通条件及び知事の定 めるところにより償還 する。ただし、県財政 の都合により繰上償還 をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをする ことができるものとする。
国道改築費	3,129,000				3,127,500			
地方道改築費	368,700	2 借入資金 政府資金その 他			368,500	2 借入資金 政府資金その 他		
電線共同溝整備費	49,800				43,500			
河川改良費	491,000				489,600			
海岸改良費	27,000				26,900			
ふなっこふるさと川 づくり事業費	29,200				29,000			
河川流域総合情報シ ステム事業費	105,200				99,000			
広域基幹河川改修事 業費	1,318,900				1,316,600			
鉄道橋・道路橋緊急 対策事業費	317,700				317,200			
広域一般河川改修事 業費	236,500				236,000			
総合流域防災事業費 (河川)	602,600				601,000			
高潮対策費	232,200				230,600			
海岸堤防等老朽化対 策費	52,500				52,200			
今出川総合開発建設 費	19,800				19,400			
堰堤改良費	74,100				71,200			

第 2 表 地方債補正



起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河川災害関連費	19,700	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行  債券の発行価 格は、知事が定 める。  2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	起債日から35年以内 (据置期間を含む。) の期間において資金の 融通条件及び知事の定 めるところにより償還 する。ただし、県財政 の都合により繰上償還 をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをする ことができるものとする。	17,400	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行  債券の発行価 格は、知事が定 める。  2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	起債日から35年以内 (据置期間を含む。) の期間において資金の 融通条件及び知事の定 めるところにより償還 する。ただし、県財政 の都合により繰上償還 をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをする ことができるものとする。
急傾斜地崩壊防止対策費	206,000				201,700			
通常砂防費	522,300				517,800			
火山砂防費	305,600				302,800			
地すべり対策費	96,200				94,900			
急傾斜地対策費	147,900				145,000			
総合流域防災事業費 (砂防)	234,700				231,900			
港湾修築費	411,000				407,900			
広域資源活用護岸整備費	988,100				986,100			
港湾整備統合補助金 事業費	241,800				240,100			
空港整備事業費(地 域自立)	10,800				10,500			
空港整備対策事業費	54,700				50,500			
重要幹線街路費	574,700				574,100			
都市公園整備費	250,800				250,400			
県営住宅建設費	352,900				349,700			
交通安全施設等整備 事業費(補助)	1,293,700	1,293,200						

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
港湾改良費	26,000	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行  債券の発行価 格は、知事が定 める。  2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直しの 利率)	起債日から35年以内 (据置期間を含む。) の期間において資金の 融通条件及び知事の定 めるところにより償還 する。ただし、県財政 の都合により繰上償還 をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをする ことができるものとする。	25,800	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行  債券の発行価 格は、知事が定 める。  2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直しの 利率)	起債日から35年以内 (据置期間を含む。) の期間において資金の 融通条件及び知事の定 めるところにより償還 する。ただし、県財政 の都合により繰上償還 をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをする ことができるものとする。
緊急地方道整備費	5,798,800				5,797,900			
緊急地方道整備費 (街路)	782,900				782,400			
生活基盤緊急改善事 業費	900,000				831,000			
警察施設費	103,800				102,400			
喜多方工・商統合校 産振棟整備費	194,600				191,300			
大規模改造費(高等 学校)	1,495,100				1,475,500			
県有施設耐震改修費	233,700				230,200			
国直轄道路事業費	14,318,100				15,103,100			
国直轄港湾事業費	4,006,900				3,936,400			
土木災害復旧費	156,400				155,400			
県有施設アスベスト 対策事業費	83,100				77,600			
退職手当費	7,200,000				6,834,000			
減収補てん債	8,800,000				10,890,000			
計	144,738,400				144,647,300			

第 2 表 地方債補正